

2023年4月3日

## 化粧品の全成分表示のための名称作成申込書の改定について

日本化粧品工業会

平成12年9月29日付厚生省告示第332号によって、平成13年4月1日から薬事法に基づく化粧品の全成分表示制度が導入されることが規定され、また、平成13年3月6日付医薬審発第163号・医薬監麻発第220号厚生労働省医薬局審査管理課長並びに同監視指導・麻薬対策課長連名通知「化粧品の全成分表示の表示方法等について」の記の1の(1)によって、化粧品の全成分表示の際に用いる成分の名称は、「日本化粧品工業連合会作成の『化粧品の成分表示名称リスト』等を利用する」ことが明記されました。

日本化粧品工業会（旧日本化粧品工業連合会）では、平成11年4月30日に「化粧品の成分表示名称リスト(No. 1)」を公表致しましたが、これまでに No. 43(2023年3月末発行)までのリストを公表してまいりました。

表示名称作成申込書につきましては、「化粧品の全成分表示のための名称作成申込書の改定について」(平成17年2月10日付)でご案内していたところですが、2023年4月に日本化粧品工業会が設立されることに伴い、様式等の見直しを含め、一部改定させていただくことにいたしました。

つきましては、化粧品に配合予定の成分であって、化粧品の全成分表示のための表示名称作成を必要とするものがございましたら、別紙の「化粧品の全成分表示のための名称作成申込書」に必要事項をご記入の上、日本化粧品工業会事務局（所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-5メトロシティ神谷町 6F）にご送付くださるようよろしくお願い申し上げます。化粧品の製造、輸入、販売又は化粧品原料の製造、輸入、販売に携わっておられる方であれば、どなたでも申込みができます。

ただし、「日本化粧品工業会傘下会員」以外の方は手数料をいただきます。詳細は、次ページの<手数料について>をご参照ください。

なお、申込みにあたりましては、次の点をご理解下さるようよろしくお願い致します。

- (1) 当会と致しましては、INCI名に準じて表示名称を作成しているとともに、将来 INCI 名をそのまま製品に表示することを視野に入れて作業を行っておりますので、受付けさせていただくのは、INCI 名が存在するもの又は INCI 名取得のための手続きをとったものに限らせていただきます。

なお、INCI名取得に関しまして、ご不明な点があれば日本化粧品工業会事務局にお問い合わせ下さい。

(2) 従前は、化粧品原料の「商品名」に対して、「表示名称」を作成するとの考え方で作業を進めてまいりましたが、今後は、(1)の考え方にに基づき基本的には「INCI名」に対して「表示名称」を作成してまいります。

(3) 当会は、申請された成分の安全性、配合の可否等については一切関与致しません。

したがって、申請された成分が防腐剤、紫外線吸収剤又はタール色素に該当するかどうか等の判断も一切致しませんので、化粧品への配合にあたっては、平成12年9月29日付医薬発第990号厚生省医薬安全局長通知等に基づき、自己の責任の下で行って下さい。

(4) ご提出いただきました資料の範囲では、表示名称が作成できない場合は、追加資料のご提出を求める場合がございます。

(5) 資料は全てA4用紙片面でご提出ください。

以上

### <手数料について>

日本化粧品工業会傘下会員以外の方が、化粧品の全成分表示のための表示名称作成を日本化粧品工業会にお申込みになる場合、下記の要領により手数料をお支払い下さるようよろしくお願い致します。

#### 1. 手数料

申込書一通につき1,000円

#### 2. お支払いの方法

下記の振込先に所定の金額(申込書の数×1,000円)を振込みの上、振込金受領書のコピーをA4サイズの台紙に貼付し、余白に申込み担当者の連絡先(社名、氏名)を記載し、それを別紙の申込書及び添付が必要な資料とともに日本化粧品工業会(〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-5 メトロシティ神谷町6F)に郵送してください。

### 3. 振込先

銀行名：三井住友銀行 霞が関支店 普通預金口座

口座名義：粧工会表示名称作成

店番号：639

口座番号：6575310

### 4. 注意事項

(1) 表示名称作成申込みの手数料は返金いたしませんので予めご了承ください。

(2) 振込手数料は、表示名称作成の申込みをされる方の負担とさせていただきます。

以上

受付番号	
受付年月日	

(記入不要)

年 月 日

日本化粧品工業会事務局殿

### 化粧品の全成分表示のための名称作成申込書

表示名称の作成を申込みます。詳細は、別添のとおりです。

会社名

---

〒

住所

---

担当者名

---

電話番号

---

E-メールアドレス

---

#### 備考

1. 別添及びそれに付随する資料は、薬事委員会命名部会における検討用資料として配付されますが、この用紙自体は、日本化粧品工業会事務局に保管されるだけで、複写したり事務局以外に配付されたりすることはありません。また、この申込書等を廃棄する必要性が生じた場合は、日本化粧品工業会事務局の責任のもとで行います。
2. この申込書に基づき職務上知り得た事実のうち、公知となっている事実以外の事実について、薬事委員会命名部会の出席者及び事務局職員並びに事務局嘱託職員は、守秘義務を負います。

別 添

受付番号	
------	--

(記入不要)

- A. 下記の INCI 名について表示名称作成を申込みます。

INCI 名(MonographID;                   ):

提案される表示名称:

- B. PCPC からの決定通知を受けた下記の INCI 名について表示名称作成を申込みます。

INCI 名(MonographID;                   ):

提案される表示名称:

- C. 下記の原料は、該当する INCI 名がないため、PCPC に INCI 名作成の申請を行いました。この原料について表示名称作成を申込みます。

⇒ 本申込みに関しましては、

- INCI 名取得後に、表示名称の作成を希望します。
- INCI 名取得前に、表示名称の作成を希望します。

商品名 (TradeName):

提案される表示名称:

## <記載要領>

- (1) 別添の A～C のうち、該当するものを一つ選んでいただき、 にチェックの印をつけてください。C に該当する場合は、表示名称の作成希望時期について、INCI 名取得前か取得後のいずれを希望するか、 にチェックの印をつけてください。
- (2) A 又は B に該当する場合は、INCI 名を一つご記入ください。  
C に該当する場合は、PCPC に提出した申請書 (INCI Name Application) に記載の「TRADE NAME」欄に記載の原料名をご記入ください。
- (3) 提案される表示名称(邦文)がありましたら、その名称をご記入ください。
- (4) A～C いずれの場合におきましても、動物、植物、微生物由来成分等 INCI 名及びその定義にラテン名が付記されている又は付記される可能性があるものは、ラテン名に対応する和名が記載されている図鑑、事典等のコピーを必ず添付してください。その際、出典も明記してください。
- (5) その他、次の点にご留意ください。
  - ・ A に該当する場合  
INCI 名の根拠として、ICID 又は PCPC の Web サービス (INCIPedia、PCPC On-Line 等(有料)) に掲載されている当該ページをダウンロードしたものにダウンロードした日付を記入したものを添付してください。  
分かる場合は、INCI 名の MonographID をあわせてご記入ください。
  - ・ B に該当する場合  
PCPC に提出した申請書 (INCI Name Application)、その添付資料及びこれらの邦訳に加え、PCPC からの「INCI 名の決定通知」の写しを添付してください。  
分かる場合は、INCI 名の MonographID をあわせてご記入ください。
  - ・ C に該当する場合  
PCPC に提出した申請書 (INCI Name Application)、その添付資料及びこれらの邦訳を添付してください。  
おって、PCPC から「INCI 名の決定通知」を受理された場合は、

その写しを速やかに事務局までご提出ください(Tel:03-5472-2530 / Fax:03-5472-2536)。

INCI 名取得前に表示名称の作成を希望され、表示名称が作成された場合、その後取得された INCI 名及びその定義によっては、表示名称が変更となる場合があります。

#### <略号の意味>

INCI(International Nomenclature Cosmetic Ingredient) : 化粧品原料の国際命名法。

INCI 名 : 上記 INCI に基づき PCPC が公表している化粧品成分の国際的表示名称。

ICID(International Cosmetic Ingredient Dictionary and Handbook) : PCPC が発行している INCI 名を収載した辞典。

PCPC(Personal Care Products Council) : 米国化粧品工業会。